

ガクサポねっと 会則

(名称)

第1条 本団体は、ガクサポねっとと称する。

(目的)

第2条 本団体は、目標に向かって頑張る小中高生を応援することを目的とし、令和4年4月1日設立する。

(活動・部門の種類)

第3条 本団体は、前条の目的を達成するために次の部門を設置する。

- (1) スポーツ支援部門
- (2) 療養児支援部門
- (3) 情報教育部門
- (4) 学習支援部門

(会員)

第4条 本団体の会員は、次の3種類とする。

- (1) 正会員は、この団体の目的に賛同し入会した者とする。
- (2) 賛助会員は、この団体の活動を賛助するために入会した者とする。
- (3) その他、代表が認めた者

(入会)

第5条 入団を希望する者は、入会申込書を代表に提出し、承認を得るものとする。

(会費)

第6条 会員ごとに年額3000円とし、3月31日までに納入するものとする。

(退会)

第7条 会員は、退会届を代表に提出することにより任意に退会することができる。

(役員)

第8条 本団体に次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 1名
- (3) 会計 2名

2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。なお、会計は代表、副代表が兼任

することが出来るものとする。

- 3 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第9条 代表は、本団体を代表し、その活動を総括する。

- 2 副代表は代表を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、団体の会費、その他活動にかかわる財産を管理する。

(解任)

第10条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、代表会の議決により、これを解任することができる

- (1) 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 本人の申し出があったとき。
- (3) 義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(資産)

第11条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 活動に伴う収入
- (6) その他の収入

(総会)

第12条 本団体の総会は、正会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

- 2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 活動の変更
- (3) 活動報告及び収支決算
- (4) 役員の選任または解任
- (5) 解散
- (6) その他会の運営に関する重要事項

- 3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

4 第2項に定める議決は出席者の過半数の承認を以て決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事録)

第13条 総会の議事については、議事録を作成する

(代表会)

第14条 代表会は役員を持って構成する。

2 代表会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する

(活動報告書及び決算)

第15条 代表は、毎活動年度終了後3か月以内に活動報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(活動年度)

第16条 本会の活動年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(解散)

第17条 この団体は、次に掲げる事由によって解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(委任)

第18条 この会則に定めない事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(変更)

第19条 この会則は、総会において、出席者の過半数の承認がなければ変更できない。

附則

1 この会則は、令和4年4月1日から施行する。

2 この会則は、令和4年10月10日から施行する。(令和4年10月9日改正)

3 この会則は、令和5年2月11日から施行する。(令和5年2月10日改正)